

埼玉県中小企業・個人事業主支援金の申請について

5月7日(木)から申請開始

お問合せ先:埼玉県中小企業等支援相談窓口(埼玉県中小企業・個人事業主支援金事務局)

受付期間:平日・休日ともに9:00~18:00

電話番号:0570-000-678(ナビダイヤル) または 048-830-8291

埼玉県の中小企業・個人事業主支援金の概要

目的

新型コロナウイルス感染症により、経営上の影響を受けている県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた取組を支援する

支援対象

県内中小企業・個人事業主で、4月8日から5月6日までの間、20日以上休業するもの

申請期間

5月7日~6月15日

支援額

20万円
30万円(複数の事業所を有する場合)

特徴

~ 弾力的で柔軟な制度運用 ~

- 業種等の縛りをかけない!
- 自粛要請の有無を問わない!
- 売上げの多寡を問わない!
- 休業日の20日は連続でなくても通算で可!
- 休業の認定も特例を認め弾力運用!
- 他県に比べ手厚い基本額!
- 光熱水費や家賃負担など使途自由!

この度の新型コロナウイルス感染拡大によりお仕事や生活に影響を受けている地域の皆様に心よりお見舞い申し上げます。新型コロナウイルス対策支援情報を掲載しましたのでご参考になさってください。

埼玉県議会議員 柿沼貴志

【連絡先】埼玉県行田市市忍 2-17-12 048-554-1377 070-4170-0291

埼玉県の中小企業・個人事業主支援金の特徴

○ 支援対象

業種の縛りをかけず、休業理由を問わない

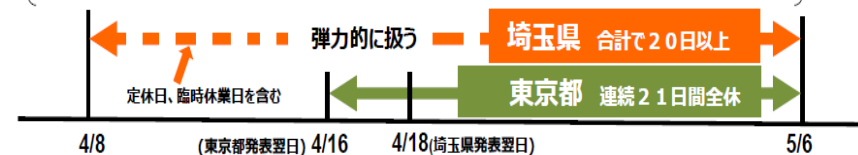
○ 支援金額

基本額20万円(神奈川、千葉の基本額は10万円)

○ 休業期間の取扱い

緊急事態措置期間中の7割休業(20日以上)は、東京の連続21日間より緩和休業日が連続していなくても、合計で20日に達すれば支援対象

〔店内営業を止めデリバリーを開始して営業をした場合、営業時間を短縮した場合 0.5日休業〕
〔定休日、臨時休業日、売上げがなかった日 1日休業〕



中小企業・個人事業主等への支援

企業支援

組合支援

支援金の支給 総額 **121億円** (20~30万円/社 **500万円/組合**)

① 埼玉県中小企業・個人事業主支援金

新型コロナウイルス感染症の対策により、経営上の影響を受けている県内中小企業・個人事業主を支援する

支援対象

県内中小企業・個人事業主で、4月8日から5月6日までの間、7割以上休業する者

〔ただし、休業については証明も含め弾力的に取り扱うものとする。〕

支援額

20万円又は30万円(複数の事業所を有する場合)

② 埼玉県業種別組合応援金

顧客減少や感染防止などに対する優れた取組を行う組合を支援する

支援対象

感染症の影響を緩和するための適切な事業(キャッシュレス化等)を実施する業種別組合

支援額

上限額500万円/組合

持続化給付金

特別定額給付金



持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を
下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※自工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続
する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が200人以下
である事業者。
※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認ください。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

特別定額給付金について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)により、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されます。

- ① 給付対象者及び受給権者
給付対象者は、基準日(2020年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方
受給権者はその方が属する世帯の世帯主
- ② 給付額 給付対象者一人につき10万円
- ③ 給付金の申請及び給付方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、給付は原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。

(1)郵送申請方式

市から受給権者あてに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市に郵送してください。

※ 申請書については、5月22日に発送できるよう現在作業を進めております。もうしばらくお待ちください。

(2)オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)

世帯主の方がマイナポータルから必要事項(連絡先、給付対象者の氏名、振込先口座等)を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要)してください。

更に詳しいことをご存知になりたい場合は、経済産業省ホームページ、埼玉県庁ホームページ、行田市役所ホームページをご確認ください